



御挨拶

代表理事組合長 小樽山 隆

春陽麗和の季節となり、組合員の皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当組合事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

第47回総代会開催にあたり総代多数のご出席を賜り13件の提出議案が原案どおり議決されましたこと感謝申し上げます。

今回の役員改選で引き続き代理理事組合長の職責を担う事になりました。今後とも宜しくお願い申し上げます。

さて、林業界の長年の願いであった森林環境税（仮称）が平成31年度から創設される事になりました。森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、国民一人一人が等しく負担をし国民皆で森林を支える仕組みとして平成36年度より国民皆様からご負担して頂く事になりそうです。平成31年は新たな森林管理制度の施行とあわせて実行される見通しです。

森林認証取得は管内の行政や組合と協調を図り、組合員皆様のご理解、ご賛同を頂けるよう取り組んで参ります。

最後に、東神楽町森林組合との合併は、将来的展望を踏まえ話を進め参りたいと考えております。役職員一同、組合の経営基盤強化、財務強化を図って参りますので、組合員各位の一層のご協力、御理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

賞状と記念品が贈呈されました。

開会挨拶で小樽山組合長は平成29年度事業概況について、北海道森林づくり基本計画の「森林資源の循環利用の推進」と「木育の推進」を中心事業に取組んで参りました。森林整備事業は、予算配分が計画比87%の中で445haの森林整備を実施。森林整備地域活動支援交付金事業は、施業要件が大きく改正され、各地区での路網整備と集約化施業を取り組むことが十分に出来ず、今後の課題として検討致します。

新たな取り組みとして、熊の出没で一般開放が中止となつた「筒の平」のタケノコを、上川中部、北部の両森林管理署と副産物買受契約し、組合事務所と遊湯びつぶにて販売致しました。森の恵を受け合い組合と市民、町民のふれあいの機会を持たせて頂きました。

平成30年2月27日、旭川市民文化会館において第47回通常総代会が開催されました。今回も総代並びに役員改選期にあたり、30年1月24日に決定した総代が出席しました。総代定数209名のうち本人出席者表彰（10期）には土田孝一様、高

第47回平成30年通常総代会を開催する



H30.2.27 総代会風景

を活用してのリース作り、きのこ食毒講習会、原本に駒歯を植菌する木本作成の講習会、事業用地での桜の植樹を行いました。

平成29年度は事業総収益164,618千円、当期未処分剰余金9,081千円を計上することができます。

平成30年度の事業方針について、前年比72%の配分決定で本年度予算は厳しい見込みです。森林資源の循環利用と計画的な森林整備を組合員の御理解を頂き実施して参ります。

昨年の課題であった林道の草刈整備は、各地区の声として両行政に要望し実現出来るよう取組んで参ります。森林環境教育は、子供から大人まですべての世代を対象に様々な講習会を実行し木育活動に取り組んで参ります。

その後、平成29年度上川総合振興局森づくりコンクールにおいて優秀賞に入賞された南武様に、上川総合振興局南部森林室 小林室長より賞状と記念品が贈呈されました。

開会挨拶で小樽山組合長は平成29年度事業概況について、北海道森林

づくり基本計画の「森林資源の循環利用の推進」と「木育の推進」を中心事業に取組んで参りました。

森林整備事業は、予算配分が計画比87%の中で445haの森林整備を実施。森林整備地域活動支援交付金事業は、施業要件が大きく改正され、各地区での路網整備と集約化施業を取り組むことが十分に出来ず、今後の課題として検討致します。

新たな取り組みとして、「筒の平」のタケノコを、上川中部、北部の両森林管理署と副産物買受契約し、組合事務所と遊湯びつぶにて販売致しました。森の恵を受け合い組合と市民、町民のふれあいの機会を持たせて頂きました。

総代会には来賓として、上川総合振興局上川南部森林室室長 小林様、旭川市農政部農林整備課課長 松本様、旭川市議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟会長 安田様、

北海道森林組合連合会参事 富田様からご挨拶を頂き、このほか多くの来賓方のご臨席を賜りました。

議案

議案第1号

平成29年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処分案）について

議案第2号

平成30年度事業計画の設定について

議案第3号

平成30年度賦課金の額、徴収時期及び徴収方法の決定について

議案第4号

平成30年度内における借入金の最高限度額決定について

議案第5号

平成30年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について

議案第6号

一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について

議案第7号

余裕金の預け入れ先の決定について

議案第8号

各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について

議案第9号

平成30年度役員報酬決定について

議案第10号

組合員の除名扱いについて

議案第11号

役員選任について

議案第12号

退任役員に対する慰労金の支給について

議案第13号

定款及び規約の一部改正について
付帯決議

議決事項中、権利義務に関与しない字句修正、その他軽微な事項については、組合長に一任されたい。

平成30年度事業計画

●運営の基本方針

(1)新系統運動「森林・林業・山村未来創造運動」に掲げた目標達成に向け、森林經營計画組替を速やかに実施して参ります。

(2)将来を見据え計画的かつ柔軟に森林整備を進めて参ります。また、本格的な利用期にある組合員への利益還元に努めます。

(3)施業要件が大きく変わった森林整備地域活動支援交付金事業は、旭川市、比布町の両行政支援のもと取組み、昨年の課題であった林道の草刈整備は行政に要望し、着実な実行に繋げて参ります。

(4)緑の雇用対策事業を継続し森づくりを担う人材育成と指導に努め、安全作業の徹底を図り労働災害発生防止に努めます。

(5)森林づくりに対する市民、町民の理解を図るために地域の関係者と連携し幅広く木育活動に取組みます。

(6)森林認証取得に向け組合員への推進に努める。

●指導部門

- 新系統運動「森林・林業・山村未来創造運動」の実践
- 造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
- 平成30年組替となる森林經營計画

●販売部門

- 集約化で素材生産コストの低減を図り、組合員の経済的利益向上に努める
- 系統販売力を基本に有利販売に努め、組合員の利益還元に努める
- 平成30年組替となる森林經營計画



木育活動（マイ箸作り）

の作成

- 木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ食毒講習会、リース作り）
- 山火事予消防と不法投棄防止の啓発
- 組合員への情報発信（広報誌の発行、森林施業現地検討会、懇談会）
- 森林認証取得に向けた推進
- 山火事予消防と不法投棄防止の啓発

森林整備事業

	被害地造林	45 ha
下刈	157 ha	
利用間伐	91 ha	
皆伐	50 ha	

森林整備計画

	被災地造林	18 ha
下刈	157 ha	
利用間伐	91 ha	

林地供給事業

- 林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買
- 森林經營計画の認定を受けることが確実である組合員への供給、斡旋

木の斡旋

- 薪の販売、特用林産物の販売
- 公共工事用土木資材「O&Dウッド」の取扱
- 薪の販売
- 野鼠駆除剤の斡旋（原木、ほど木、各種菌）
- 暖房器具の斡旋

森林整備部門

- 森林經營計画を基本に森林環境整備事業（公共）を積極的に活用し、森林所有者合意の下で森林整備事業を実施
- 森林經營計画の認定を受けることで森林所有者負担を願い森林整備の推進に努める
- 主伐地に対する確実な再造林を行い、造林未済地の解消に努める
- 労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催しづら災害に努める

金融事業

- 林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

野鼠駆除剤の斡旋

- きのこ栽培資材の斡旋（原木、ほど木、各種菌）
- 薪の販売
- 薪の販売
- 薪の販売
- 薪の販売

その他

- 組織体制の検討
- 林地流動化に伴う組合所有林の取得等について
- コンプライアンス態勢の強化
- 事業用地の活用について



H30.4.12 きのこ栽培講習会（比布）

総代10期 勤続者表彰

1区 江丹別・神居
1区 高山 勇一様
3区 東旭川 敏様



左から小檜山組合長、土田孝一さん、高山勇さん

総代会の席上において、旭川市森林組合表彰規程にもとづき永年勤続者に對し、表彰状と記念品を贈り、永年にわたる労をねぎらいました。受賞された方は、次の3名です。

上川総合振興局森づくりコール 南武氏優秀賞を受賞



左から小檜山組合長、南武さん、小林室長

南さんは、東旭川に14haの山林を所有し、うち11haはトドマツを主体とする人工林です。森林との出会いは、農業を営んでいた祖父と父が農廃地に植林し、森林の育成を行っていたことで、祖父や父に連れられて山に行つたのが始まりです。山では植栽の手伝いをし、鎌等が使えるようになると、下刈やつる切り、除伐等の作業を父などと共にに行いました。

社会人になつてからも、仕事の合間に山に行き保育作業に汗を流すなど、山への愛着は変わらず、今でも父から引き継いだ山を大事に育てています。

平成29年度上川総合振興局森づくりコールに南武氏が東旭川町に所有するトドマツ30年生の林分が優秀賞に入賞しました。通常総代会の席上で上川総合振興局上川南部森林室 小林室長より表彰状が手渡されました。

南さんは、東旭川に14haの山林を所有し、うち11haはトドマツを主体とする人工林です。森林との出会いは、農業を営んでいた祖父と父が農廃地に植林し、森林の育成を行っていたことで、祖父や父に連れられて山に行つたのが始まりです。山では植栽の手伝いをし、鎌等が使えるようになると、下刈やつる切り、除伐等の作業を父などと共にに行いました。

森林認証をめぐる上川管内の動き

近年、地球温暖化や自然環境に

対しての関心が高まり、森林認証

的な木材取引においては、森林認証材が標準になりつつあります。森林認

証材（認証機関）が一定の基準等に

基づき、森林または経営組織などを

シクールに南武氏が東旭川町に所有するトドマツ30年生の林分が優秀賞に入賞しました。通常総代会の席上で上川総合振興局上川南部森林室 小林室長より表彰状が手渡されました。

○取得する森林認証制度
「緑の循環」認証会議SGEC
(エスジェック)

2016年6月にPEFCと相互承認

道内の地域でほとんどがSGECを取得

平成30年度～平成35年度

(平成30年度は準備期間、認証

期間は基本的に5年間、その後更新)

○対象森林
上川総合振興局管内に所在する森林経営計画を樹立した森林

一定の基準とは、「生物多様性、

土壤及び水資源の保全と維持など

自然環境に配慮しながら適正な伐採、更新、保育、間伐など適正な

森林の管理を行い、地球温暖化防

止に寄与する二酸化炭素の吸収、

固定源として貢献できるように努める」ことです。

森林組合が主導となつて、オホーツク・十勝・胆振・

道内では、森林組合が主導となつて、オホーツク・十勝・胆振・

後志管内がすでに取得し、現在は

渡島管内が取得に向か作業を進めています。

この上川管内においては昨年7

月に準備会を立ち上げ、現在上川

総合振興局管内の全市町村と森林

組合が一体となつて取得に向か

ています。

この上川管内においては昨年7

月に準備会を立ち上げ、現在上川



H30.1.26 上川管内森林認証会議

旭川市森林組合役員紹介

去る2月27日の総代会で選任されました新執行体制の役員を紹介致します。
今後共宜しくお願い申し上げます。



退任役員挨拶

森林組合の役員として永きに亘り事業運営に参画出来ましたこと思い出多い経験になりました。組合員各位の御協力を戴き職務を全うすることが出来ましたこと心からお礼申し上げますと共に、組合員の御繁栄と組合の御発展を祈願し退任のご挨拶とします。



役職員総代名簿配布の中止について

総代、役員改選期に総代全員に役職員総代名簿（手帳）を配布しておりましたが、手帳の配布について地区別懇談会でご意見があり理事会等で協議した結果、今回より各総代への配布を中止とさせて頂きます。

尚、前回まで配布しておりました総代手帳は、それぞれ適切に破棄して頂きますよう、宜しくお願い致します。

PROFILE

名 称 旭川市森林組合
 設 立 昭和 45 年 3 月 26 日
 所 在 地 北海道旭川市
 工業団地 3 条 1 丁目 2 番 15 号
 代 表 電 話 0166-36-4268
 F a x 番 号 0166-36-4290
 代 表 者 名 代表理事組合長 小樽山 隆
 従 業 員 数 24 名
 組 合 員 数 1,269 人
 森林所有面積 9,680ha
 出 資 金 92,716 千円
 事 業 区 域 旭川市比布町の区域
 email:asahikawa@a-sinrin.com
 URL:<http://www.a-sinrin.com>



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

前前前前元
 総総総総役
 代代代代員

荒早竹高松
 明川内金浦
 祐敏邦
 蔵栄雄夫隆

平	平	平	平	平
成	成	成	成	成
十九	十九	十九	三十	三十
年	年	年	年	年
十二	十一	九	二	二
月	月	月	月	月
二十四	四	八	二	二
日	日	日	日	日

計
報

(平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月末)

組合の役員として、永年に亘り組合の事業推進にご尽力をいたしました、前総代4名の方が、この1年間に亡くなられました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

森林保険

あなたの山林は 災害に対して万全ですか？

”まさか”より ”もしも” のための森林保険に加入しましょう。

あなたの大切な森林に生じる損害を、わずかな掛金で国が確実にてん補します。

保険契約した森林が次の災害により損害を受けたときに保険金が支払われます。

お申し込みは旭川市森林組合へ。

8つの災害を補償



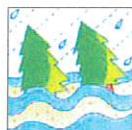
1 火災

山火事で受けた
損害



2 風害

暴風による幹折
れ、根返りなど
の損害



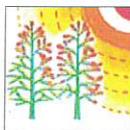
3 水害

豪雨、洪水によ
る埋没、水没、
流失などの損害



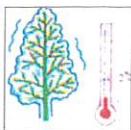
4 雪害

大量積雪による
幹折れ、根返り
などの損害



5 干害

乾燥による
枯死などの損害



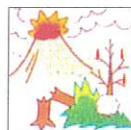
6 凍害

凍結、寒風など
による枯死など
の損害



7 潮害

潮風、湖水浸水
などによる枯死
などの損害



8 噴火災

火山噴火による
焼損、幹折れ、
埋没、根返りな
どの損害

旭川市森林組合

旭川の森